

26農振第925号

平成26年6月30日

東北農政局農村計画部長 殿

農村振興局農村政策部農村計画課長

農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場の実施  
要領の制定について

このことについて、別添のとおり「農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方との協議の場の実施要領」を制定したので、御了知の上、その円滑な実施に万全を期されたい。

なお、貴局管内の県農政主務部長に対しては、貴殿から通知願いたい。

## 農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方との協議の場の実施要領

### 1 趣旨

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第19条第4項に基づき、国は、同法の施行状況等を勘案し、農地転用許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を行うこととされており、この検討に当たっては、食料・農業・農村基本計画の見直しと併せて国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から検討を行うこととしているところである。

また、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、農地転用許可に係る事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、制度に係る課題について意見交換を行うため、国と地方公共団体が各地方で定期的に協議する場を設けることとされたことも踏まえ、今後の農地転用許可制度及び農業振興地域制度の事務が適正かつ円滑に進められるよう、これら制度に係る具体的な運用の課題等について意見交換を行う国と地方公共団体との協議の場を設けることとする。

### 2 意見交換の事項

協議の場においては、次の事項について、意見交換を行うものとする。なお、この他、地域の実情も踏まえ、提案等があった事項を追加することができるものとする。

#### (1) 農地転用許可制度の課題と対応について

- ① 都道府県における農地転用許可基準の適用の判断を行う上での課題について
- ② 農地転用許可事務実態調査の結果、改善が必要とされた事例の原因について
- ③ 事前調整及び事前審査の実施に係る課題について
- ④ その他制度の運用、調整等に係る課題について

#### (2) 農業振興地域制度の課題と対応について

- ① 農用地区域からの除外要件の判断を行う上での課題について
- ② 農用地区域内農地の面積目標の設定やその達成に向けた取組について
- ③ その他制度の運用、調整等に係る課題について

#### (3) 事務処理の円滑化について

現在、都道府県等において行われている事務処理の円滑化に資する取組等を参考に、(1)及び(2)の検討等と併せ、それぞれの事務が円滑かつ迅速に行われるよう、改善方策を検討するものとする。

### 3 構成

協議の場は、都道府県及び地方農政局（農村振興局及び内閣府沖縄総合事務局を含む。4の(1)を除き、以下同じ。）の農地転用許可制度及び農業振興地域制度の実務担当者をもって構成するものとする。また、都道府県及び地方農政局は協議の上、適宜、市町村及び農業委員会のこれらの制度の実務担当者を含めるものとする。

## 4 運営

### (1) 開催時期等

協議の場は、地方農政局の管轄区域（北海道及び沖縄県にあっては各道県の区域）ごとに、原則として次に掲げる時期に開催するものとする。ただし、平成26年度においては、この限りでない。

- ① 第1回目 : 4月～6月
- ② 第2回目 : 10月～12月

### (2) 意見交換の内容

事務局は、当該協議の場において意見交換すべき事項を都道府県等から募集し、検討した上で決定するものとする。なお、事務局は、決定した事項を都道府県等にあらかじめ連絡するものとする。

### (3) 運営方法

- ① 意見交換は、原則として、2の(1)及び(2)ごとに分科会を設けて行うものとし、それぞれの分科会には、座長、副座長及び書記を置くものとする。
- ② 座長、副座長及び書記は、都道府県及び地方農政局の実務担当者の互選により選任するものとする。
- ③ 座長は、協議の場を総括するものとし、副座長は、座長を補佐するものとする。
- ④ 書記は、座長及び副座長の協力を得て、分科会での意見交換の内容を取りまとめるものとする。
- ⑤ 分科会での意見交換の終了後、全体会議を開催するものとし、書記は、取りまとめた分科会における意見交換の内容を報告するものとする。

### (4) その他

運営方法等については、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとし、例えば、都道府県や市町村の実務担当者が参集する会議等と併せて開催するなど、円滑な実施に配慮するものとする。

## 5 事務局

事務局は、地方農政局農村計画部農村振興課（北海道にあっては農村振興局農村政策部農村計画課（以下「農村計画課」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課）に置くものとする。

## 6 報告等

事務局は、開催後速やかにその内容を取りまとめるものとする。事務局（農村計画課に置かれた事務局を除く。）は、その取りまとめた内容について、農村計画課に報告するものとする。農村計画課は、その概要を取りまとめの上、公表するものとする。